

大学生等インターンシップ推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

大学生等インターンシップ推進事業

2 目的

県内企業（山梨県内に本社または事業所を有する企業。以下同じ。）でのインターンシップ（就労体験）（以下、「インターンシップ」という。）を通じて、県内大学生等の県内就職や県出身大学生等のU・Iターン就職を促進するため、産学官連携事業として、インターンシップ受入企業と学生とのマッチングを積極的に支援する。

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 委託費上限額

6,704,218円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

5 業務の内容

当業務を実施するにあたっては、『採用と大学教育の未来に関する産学協議会 2021年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」（2022年4月18日）』の内容について熟知していること。

本仕様書では、上記報告書で定義する就労体験を含むタイプ2～4を含めてインターンシップと呼ぶこととし、以後の業務の推進にあたっては、タイプ2を中心に行うものとする。なお、（4）のプログラム作成支援については、タイプ2に限らず、タイプ3、4の支援も実施することとする。

（1）相談窓口の設置

①相談窓口の体制

- ・窓口は県内に設置する。対面のほか、電話、メール、オンラインによる相談体制とする。
- ・窓口の開設時間は、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ・相談に必要な電話、パソコン、オンライン環境については、受託者が用意する。

②インターンシップコーディネーターの配置

- ・相談窓口にはコーディネーターを1名以上設置し、本仕様書の企画及び運營業務を

実施する。

- ・コーディネーターは原則としてキャリアコンサルタントの資格を有する者とするが、それ以外の者を設置する場合は事前に県と協議すること。

③山梨県就職指導研究会（以下、「研究会」という。）からのアドバイザー派遣

- ・研究会から、インターンシップ専門人材等の派遣を受け、以下、（４）及び（５）の業務を中心に、②のコーディネーターと協働して実施すること。
- ・アドバイザーは、県が研究会と協議して指名することとし、勤務形態等については受託事業者とアドバイザー間で協議すること。
- ・報酬単価については、１時間１，５００円以上で見積もること。

④相談窓口の利用対象者について

大学、短大、専修学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校等（高校生を除く）に在学する学生及び外国人留学生（以下「学生」という。）

（２）学生とインターンシップ受入企業のマッチング

相談窓口にて、学生の希望や相談に応じながら、受け入れ企業への調整を行い、インターンシップの参加に結びつけること。

- ・インターンシップ実施企業に関する情報は、県が運営する就職支援サイト「新卒者就職応援企業ナビ」に掲載している情報を基に学生へ提供すること。
- ・学生の希望に応じて「新卒者就職応援ナビ」に掲載していない県内企業からも情報の収集に努め、学生へ提供すること。
- ・必要に応じて大学等とも情報交換を行うこと。

（３）インターンシップ企業ガイダンスの開催

学生が企業担当者と直接対話することにより、受入企業の情報やインターンシッププログラムについて理解を深め、学生が安心してインターンシップに参加できるような交流会と、事前学習セミナーを同時開催する。

- ・参加対象は県内企業と県内外の学生とする。
- ・ガイダンスは年２回開催することとし、効果的なインターンシップにつながるよう、適切な開催時期、開催方法を検討すること。
- ・事前学習セミナーは、インターンシップの目的や参加するにあたっての心構えを学び、目標設定やインターンシップ実施後の振り返りを促す内容とすること。
- ・各ガイダンスでは、参加企業の募集及び決定、セミナー内容の決定、参加学生の募集や受付、当日の運営、アンケートの実施等、開催に係る業務を行うこと。
- ・ガイダンスでは、参加企業の情報が学生へ十分に届くよう工夫を凝らすこと。
- ・ガイダンス後には、学生のインターンシップ申込み希望を聞き取り、とりまとめて

企業へ伝達すること。また、申込み希望がない学生へも今後のフォローアップを行うこと。

(4) 受入企業拡大のための企業向けセミナーとアドバイザーの派遣

受入企業拡大のためのセミナーを開催する。また、セミナー受講後、インターンシッププログラム作成の支援を希望する企業に、専門アドバイザーを派遣する。

- ・セミナーは3回程度のシリーズとし、受入企業の拡大を目的としたインターンシップへの理解促進や、プログラム作成、受入体制の整備に関する内容とすること。
- ・専門アドバイザーの派遣は、インターンシッププログラム導入を検討している企業に対し、プログラム作成、受入体制の整備について支援を行うこと。
- ・講師・アドバイザーについては、インターンシップ専門人材等のインターンシップの専門知識を有する者とする。
- ・開催方法は対面式・オンライン式のどちらでも可とする。

(5) インターンシップ受入企業の周知・拡大

- ・インターンシップの受入を行っている県内企業に対しては、「新卒者就職応援企業ナビ」へインターンシップ等の情報掲載を促すとともに、学生への周知に努めること。
- ・インターンシップの受入を行っていない県内企業等に対しては、(4)のセミナーへの参加を促すとともに事例紹介等を行うなど情報を提供し、インターンシップ受入企業の拡大に努めること。

(6) 事業周知、参加者の募集

学生、企業、大学等に対して事業の周知を、特設サイトや自社ホームページ、SNS、チラシ等の配付により効果的に行う。

(7) その他事業の実施に付随する事務

県や大学等からの要請に応じて、インターンシップに関連する会議等に出席すること。

6 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

(1) 実績報告書の提出

受託者は、受託業務に係る実績報告書を本事業の完了後10日以内に県に提出する。

(2) 本事業利用者情報の提供

県で今後の就職支援事業で利用するため、受託者は、本事業利用者の氏名、メールアドレス、学校、学年、居住地の情報を県に提供すること。

(4) その他の報告業務

受託者は、事業の実施状況について県から指示があった場合には、速やかに必要事項を報告する。

7 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ・受託者は、委託業務の実施にあたり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後の守秘義務を課すこと。
- ・受託者は、当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・受託者は、当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

受託者は、委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

(3) 個人情報利用目的の明示

受託者は、個人情報を収集するときは、本事業で利用すること及び今後の就職支援事業で利用するため、県に提供することを明示すること。

8 特記事項

(1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 委託事業実施にあたっては、山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

(3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。

(4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。

9 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。